

有効期間10年(令和13年12月31日まで)

令和3年11月24日

各部長・参事官 様  
各所属長

警察本部長  
(警備課)

広島県警察用航空機運用要領の改正について(通達)

広島県警察用航空機については、「広島県警察用航空機運用要領の制定について(平成30年3月27日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)」に基づき運用しているところであるが、本年11月1日付けで、広島県警察航空隊の所属を地域部地域課から警備部警備課に移管したことに伴い、運用要領を別紙のとおり改正し、令和3年11月24日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本年11月23日をもって廃止とする。

広島県警察用航空機運用要領

第1 趣旨

この要領は、広島県警察航空機の運用等に関する訓令（令和3年広島県警察本部訓令第20号。以下「訓令」という。）第26条の規定に基づき、広島県警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 運用の基本

- 1 航空機の運用に当たっては、航空機の運航の安全を確保するとともに、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図り、治安情勢、警察事象等の実態掌握に基づいた効率的な運用に当たるものとする。
- 2 警備部警備課長（以下「警備課長」という。）が広島県警察航空隊長（以下「隊長」という。）を兼務するときは、警備課長は、以下に掲げる隊長の職務の一部を航空隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）のうち指名した者に行わせることができる。

第3 運用計画

- 1 隊長は、治安情勢及び警察事象の実態を勘案し、航空機3か月間運航計画（別記様式第1号）を地域部地域課長と協議し、毎月27日までに警備課長の承認を得て作成するものとする。
- 2 隊長は、航空機3か月間運航計画に基づき、翌週の航空機週間運航計画（別記様式第2号）を毎週金曜日までに作成するものとする。

第4 航空機の活動

航空機の活動は、次のとおりとする。

1 航空機の運用

(1) 災害その他の場合における警備実施

大規模な自然災害及び事故災害等が発生した場合、ヘリコプターテレビによる被害状況調査を実施するとともに、救助活動等を実施する。

(2) 航空機警ら

別表に定める航空警ら区を巡行して、地形、地物、交通の状況等の管内実態の掌握に努め、異常な事態の発生を認知した場合は、総合通信指令室等に即報するとともに、総合通信指令室等から緊急事態への対応を指示された場合は、必要な現場等に急行する。

(3) 遭難者等の捜索救助等

山岳遭難救助、水難救助、急病人の搬送、その他人命の救助又は捜索救難を行う。

(4) 警察業務の支援

警衛、警護、事故現場等の鑑識活動、交通監視活動等の各種支援を行う。

## 2 待機

指定された場所において、緊急事態が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持しながら、航空機、無線機器その他装備資機材等の点検整備及び書類の作成、整理等を行う。

## 3 航空機の整備

航空機の整備及び整備に関する書類の作成、整理等を行う。

## 第5 総合通信指令室等に対する通報

1 機長（警察用航空機の運用等に関する規則（令和3年国家公安委員会規則第1号）第12条に定める機長をいう。以下同じ。）は、航空機の運用に当たっては、次の事項を総合通信指令室に通報するものとする。

- (1) 移動局
- (2) 警ら区
- (3) 現在位置（概ね30分に1回）
- (4) 異常な事象
- (5) その他必要と認められる事項

2 機長は、航空機の運用に当たっては、前項の事項について、必要な都度、警察署指令室にも通報するものとする。

## 第6 航空機活動状況の報告

1 機長は、活動終了後取り扱った事案の概要及び運航の異常の有無を隊長に報告するものとする。この場合において、次に掲げる事案については、隊長を経由して警備課長に報告しなければならない。

ただし、警備課長が隊長を兼務するときは警備課長に報告するものとする。

- (1) 警ら区内における重要又は特異事案
- (2) 航空機の重大な事故又は故障
- (3) 部外から抗議を受け、又は後日に問題を残すおそれのある事案
- (4) その他必要と認められる事案

2 機長は、活動中に取り扱った事案について担当主務課等から要求があった場合は、捜査関係書類等を作成して報告するものとする。

3 機長は、航空機による効果的な活動をした場合は、その活動内容について、遅滞なく警察庁長官及び中国四国管区警察局長に報告するものとする。

## 第7 教養訓練

1 警備課長は、隊員に対し、航空機活動を実施するに当たっての着眼点等について計画的な指導教養を行うものとする。

2 隊長は、航空機の活動を効果的に遂行し、かつ、隊員の安全を確保するため訓令第3条第2項の航空機業務計画により教養訓練を行うものとする。

3 隊長は、他の警察職員に航空機の性能、諸元、運用の方法等航空機の活動の基本となる事項を周知させるように努めるものとする。

## 第8 搭載装備品

機長は、航空機の出勤に当たっては、航空関係法令に定めるもののほか、次の装

備品その他飛行目的に応じた装備品を搭載するものとする。

- 1 ヘリコプターテレビシステム
- 2 遭難者吊り上げ装置
- 3 管内地図
- 4 その他必要な装備品（カメラ等）

## 第9 航空気象制限

- 1 航空機の運航は、航空法に基づく有視界気象条件が確保できる状態で運航することを原則とする。
- 2 前1以上の場合において航空機を運航しようとする場合は、隊長の承認を得て運航するものとする。

## 第10 臨時発着場

- 1 隊長は、航空機の運航に関して臨時発着場を使用する場合は、所轄署を通じて土地管理者等の使用承諾を確認するものとする。
- 2 機長は、臨時発着場の使用に際して、事前調査をするほか、所轄署を通じて次の事項について確認し、又は実施するものとする。
  - (1) 飛散物等の除去状況
  - (2) 設置帯標識及び着陸帯標識
  - (3) 風向指示器（吹き流し）の設置
  - (4) 必要に応じて付近住民への事前広報
  - (5) 可能な限り無線自動車等の配備

## 第11 緊急出動

航空機の緊急出動は、次により行うものとする。

- 1 機種は、出動事案に応じて隊長が決定する。
- 2 緊急出動に必要な要員は、執務時間内においては執務中の者とし、執務時間外においては隊長が指名した者とする。
- 3 出動要領は、次のとおりとする。
  - (1) 執務時間内
    - ア 隊長は、緊急事案発生の情報入手し、又は緊急出動の指令等があった場合は、隊員に出動準備を下命する。
    - イ 隊長は、当該事案の情報入手に努め、天候状況等を考慮し、出動の必要があると判断した場合は、警備課長に事案の概要並びに出動機種及び要員を報告して出動を命ずる。
    - ウ 機長は、活動終了後事案に対する行動内容等を隊長に報告するとともに必要書類を作成する。
  - (2) 執務時間外
    - ア 航空隊当直員は、緊急出動の指令等があった場合は、隊長又は隊長から指名された隊員（以下「隊長等」という。）に連絡する。
    - イ 隊長等は、当該事案の情報入手に努め、天候情報等を考慮し、出動でき

ると判断した場合は、警備課長に事案の概要、出動機種及び要員を報告して出動する。

ウ 指名を受けた隊員は、出動準備を行う。

エ 機長は、活動終了後事案に対する行動内容等を隊長に報告するとともに必要書類を作成する。

#### 第12 航空機の整備計画

隊長は、航空機の定期点検等について、効率的に実施するように計画するものとする。

#### 第13 航空機の地上試運転

航空機の整備士が航空機の地上試運転を実施する場合は、原則として航空機の操縦士が側乗するものとする。

#### 第14 航空機整備士の航空機搭乗

隊長は、地上整備、警ら用務、機上作業等のため、航空機の整備士を搭乗させるものとする。

#### 第15 航空安全会議

1 警備課長は、訓令第3条第2項の航空業務計画により実施するほか、必要に応じて、航空安全会議を開催するものとする。

2 航空安全会議は、警備課長、航空隊員のほか必要に応じ、警察本部の関係職員及び中国四国管区警察局その他必要な機関をもって構成し、次の事項について連絡及び協議を行うものとする。

- (1) 航空機事故及び航空機不具合事項の発生状況
- (2) 関係機関等からの航空安全に関する情報
- (3) 安全施策の伝達
- (4) 事故防止対策
- (5) 安全に関する意見の調整
- (6) その他安全に関する必要な事項

#### 第16 飛行情報等の通報

警察署長は、管轄区域において次の事項に掲げる事案の認知、照会等があった場合は、状況を確認した後、航空隊に通報するものとする。

- 1 臨時発着場に関する事案
- 2 高い鉄塔、送電線等及び模型飛行機等の飛行状況等航空機の飛行に障害になると思われる事案
- 3 公共用以外の飛行場等の設置
- 4 局地的な異常気象
- 5 その他必要と思われる航空に関する情報

警備課長	次席	隊長	係長

# 航空機3か月間運航計画

様式第1号

次のとおり実施してよろしいですか。

令和 年 月 日

警備課航空隊

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	重点目標			
	曜日																															計	TT			
月	みやじま1号 「AS365N3型」 (中型機)																																			
	みやじま2号 「A109E型」 (小型機)																																			
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	重点目標			
月	曜日																															計	TT			
月	みやじま1号 「AS365N3型」 (中型機)																																			
	みやじま2号 「A109E型」 (小型機)																																			
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	重点目標			
月	曜日																															計	TT			
月	みやじま1号 「AS365N3型」 (中型機)																																			
	みやじま2号 「A109E型」 (小型機)																																			
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	重点目標			
月	曜日																															計	TT			



別表（第4関係）

航 空 警 ら 区

航空警ら区	活 動 区 域
第1航空警ら区	広島中央・広島東・広島西・広島南・安佐北・安佐南・佐伯・廿日市・大竹・海田・呉・江田島各警察署の管轄区域
第2航空警ら区	山県・安芸高田各警察署の管轄区域
第3航空警ら区	三次・庄原各警察署の管轄区域
第4航空警ら区	広・竹原・東広島・世羅・三原各警察署の管轄区域
第5航空警ら区	福山東・福山西・福山北・府中・尾道各警察署の管轄区域